

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第11回） 議事概要

1 日 時 平成20年6月24日（火）16：30～18：40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

竹内委員長、廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について

（2）「報告骨子（案）」について

（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

事務局から、資料1等に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用の在り方について説明が行われた後、当該活用の在り方の論点に関する審議が行われた。主な意見は次のとおり。

【統計調査の実施プロセスの管理】

- ・ 民間事業者の活用に関して、統計調査の実施プロセスの管理モデルを提示することは重要。また、将来的にプロセス管理のシステムが確立し、経験やノウハウが蓄積した後は、民間の創意工夫が生かせるようなプロセスに対する官の関与は軽減されるべき。
- ・ 方向性について、「必要に応じて、受託事業者に対して国が指導を行うべき」とあるが、これはトラブルが起こったときに手厚く対応するような印象を受けるが、新規参入業者が増加してきた場合、初回の受託事業者には手厚く指導するなど経験の有無等に配慮することを明記していただきたい。
- ・ 民間事業者を活用する場合だけにプロセス管理が必要なわけではなく、統計調査全般についても、統計の品質を確保する上でプロセス管理を行うことが必要ではないか。
- ・ 郵送調査についてのみプロセス管理のマニュアル化が整理されているが、調査員調査についても必要なことであり、最終的にはマネジメントシステムが確立されれば第三者的な監査への移行も可能であることから、研究・開発のテーマとして整理することが必要ではないか。

【統計調査に対する報告者の信頼感の確保】

- ・ 方向性としては広報活動が必要なものであって、ツールの一つにインターネットのホームページへ

の明示だけを記述するのは限定しすぎではないか。

- ・ 個人情報の方がプライバシーよりも広い概念なので、プライバシーとはいえないような個人情報であっても保護意識が高まってきているので、表現を変えた方が良い。
- ・ 企業情報の中には戦略的な情報として公開できないものもあるが、政策的に有用な情報も数多く含まれているので、公共的な目的から積極的に公開する必要があるのではないか。

【民間事業者の受託能力の継続的な実態把握及び事業者情報の共有化】

- ・ 宅配業者が市場調査会社と連携するなど新しいビジネスモデルが出てきているので、このような情報を府省間で共有化するためにも、十分に実態を把握することが必要ではないか。
- ・ 事業者情報の共有化を図るには民間事業者の理解と協力が必要であることから、そのための手続きが用意されるべきではないか。

【活用効果の検証及び検証結果の共有化】

- ・ P D C Aサイクルの導入は望ましいことだが、その成果をどのようにフィードバックするのも重要な視点。

上記の委員等の意見を踏まえ、必要な修正を行うこととされた。

(2) 「統計システムの高度利活用に関する三つの提言」について

出口委員から、資料3に基づき、統計システムに関する榊・出口両委員からの提案事項について説明が行われた後、提言内容に関する意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 本提言については統計法の枠を超えた、政府全体の業務・システム最適化に対する提言と認識。本WGでは、行政記録情報の活用についても統計調査の二次的利用についても、まずは実現可能な事項を実施すべく検討を進めてきたところであり、行政が保有するあらゆるデータについて、加工・集計が可能なシステムの構築については、実現可能性が見通せない。

本提言は統計法の範囲内での提案と理解している。また、本提言では、「行政記録情報の二次的利用」という中長期的課題を整理したものであり、21年4月から実現すべき課題との整合性を考えながら資料を作成。まずは、本提言の研究・開発を開始し、方向性を示すべき。

研究・開発の重要性は理解できるので、統計作成部局はデータ等の提供を行い、大学や研究機関などの研究・開発に適した組織が、個別・具体の課題に即して研究・開発を担うことが、より実現可能性の高いスキームではないか。

- ・ 提言(2)について、民間データは作成者それぞれの財産であり、統計委員会としては民間データを公共財と法的に位置付けるような提言は引き受けられない。また、提言(3)について、産官学連携での研究・開発は必要なので、学会等との協力により研究・開発を進めることも検討するべき。

民間データを公共財と位置付けることは時期尚早との意見は理解。ただし、抽出フィルターの構築については、報告者の負担軽減の観点からシステムを導入する必要もあるのではないか。

- ・ 官学連携については、まず、官（政府）がエビデンスベースの政策実現に対するニーズを明確に示したうえで、そのニーズに答える形で、学が研究するという仕組みが必要。
- ・ 「エビデンスベースでの政策実現」は政策実施部局が責任を負うべきものであり、一方、統計作成部局は政策実施部局が適切な政策立案をしやすい環境を整える責務を負っている。3つの提言に

は統計作成部局として努力すべき点もあるが、その実現可能性については、検討しなければならない点が多い。

(3)「報告骨子(案)」について

事務局から、資料2に基づき、説明が行われた後、それぞれのテーマごとに審議が行われた。主な意見は次のとおり。

【 - 1 行政記録情報の活用】

- ・ (3)の「ウ 行政記録情報等の調査の原則化」は是非導入すべきであるが、これは行政記録情報等の有無のみを調査するのか、それとも、行政記録保有部局への活用可能性の働きかけまで含んだ仕組みなのか。また、統計委員会がどのように関与していくのか、など明確にすべきではないか。

【 - 2 民間事業者の活用の在り方】

- ・ 基幹統計調査の中には政府が責任を持って実施すべき調査もあり、そのような調査を民間開放するときには慎重に検討すべきではないかと考えるが、ここでいう「民間事業者の活用」と公共サービス改革法に基づく「民間開放」とは、どのように整理して議論されているのか。

第4WGでは、統計の立場から民間事業者を如何に効果的に活用するかという観点から議論してきたところ。その意味では、「民間事業者の活用」という言葉が最も一般的で妥当な表現であるとする。従って、公共サービス改革法に基づく「民間開放」に限定するものではない。

- ・ (1)の「ア 活用の必要性」では、リソースの制約から民間事業者の活用に関する必要性を述べ、(1)イの「(ア) 活用の前提として留意すべき事項」では、民間事業者の活用自体が目的ではないと整理しているが、伝えるべき趣旨をはっきりとさせるためにも統合して記述すべきではないか。

また、他のテーマと平仄を合わせる意味で、(1)には「現状」を整理し、(3)には見出しを付けるべきである。

更に、本骨子(案)では様々な手続きや留意点が整理されているが、これらの取組で全ての活用方策が網羅的に整理されているのかが読み取れない。最終的な民間事業者の活用の姿が見えるように整理すべきではないか。

- ・ 民間事業者を活用するに当たって、慎重かつ十分な検討が必要とされている統計調査は、いわゆる基幹統計調査と同義なのか、整理することが必要ではないか。

【 - 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充】

- ・ 統計教育の拡充を「エビデンスベースでの政策実現」の観点から強調するならば、数学よりも社会科の中でどのように統計データを活用するかという視点を盛り込むべき。一方で社会科の教師は、これまであまり統計データを用いた授業を行っていないのではないかとと思われるので、総務省統計研修所などの機関を、広く一般の統計教育や研修を行う場として位置付けることを「取組の方向性」に書き込んでいただきたい。

- ・ 2009年4月から、教育職員免許法の改正により教員免許は更新制となるが、このような更新の際に、統計研修についても必ず受講するような仕組みを検討してみることも良いのではないか。

【 統計の利活用関係】

- ・ 本骨子案では、オーダーメイド集計及び統計データ・アーカイブについて「統計データの二次利

用促進に関する研究会」の中間報告に基づき整理されているが、具体的に21年4月からスタートさせるための一般論として整理すべき論点と、「エビデンスベースでの政策実現」のための論点を、切り分けた上で整理していただきたい。

- ・ 統計の利活用全般について、現在ある統計組織のリソースの範囲で実現できるものは限られる。この分野については、(第1WGの課題である)人員や予算の手当ても含めて、第4WG報告を出すべきではないか。
- ・ 新統計法には規定がないものの、海外の事例を見るとオンサイト利用は一般的なスキームであるので、(3)の「ウ 制度の円滑な運用」にはオンサイト利用という文言を記載し、運用に向けた検討を進めていただきたい。
また、統計データ・アーカイブ整備の「イ 現状」において、諸外国では広く利用されているとあるが、ICPSRやエセックス大学のESDSの統計データ・アーカイブは、あくまでも匿名データの提供機関であり、保存すること自体を目的とした機関はそれほど多くない。匿名データと今回議論している統計データ・アーカイブが混同して解釈されていると思われるので、2つは分けて整理すべきである。
- ・ 各府省におけるデータの共有とは、統計作成部局のみを想定しているのか、それとも「エビデンスベースでの政策実現」の観点から政策実施部局もアクセス可能なものを目指すのか。将来的に統計データ・アーカイブが、どれだけ政策決定に寄与できるのかも明確に示す必要があるのではないか。
- ・ 統計データ・アーカイブについて、現在「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が開催されており、そろそろ中間報告が出るところである。
先般の第4WGにおける議論では、統計データ・アーカイブは半現用または現用の文書保管ということで、有識者会議でいうところの「中間書庫」的な性格のものになると思われるが、来年の通常国会に提出予定の公文書管理法案では、中間書庫についても規定することとしており、統計データも現用であるならば、行政文書との枠がかかることになる。
統計データ・アーカイブを特別な扱いとすることも十分あり得ると考えるが、その場合、統計データ・アーカイブを一般行政文書とは違う形で作ることにについては、説明責任が生じる可能性があることも考えておくべきである。

の議論を踏まえ、改めて以下の指摘等に留意しつつ再整理した上で、次回会合に「報告(案)」として資料提出することとされた。

- ・ 「取組の方向性」と「具体的な措置、方策等」とで類似の記述もあるため、整理・統合が必要ではないか。
- ・ 行政記録情報の活用については、より踏み込んで内容を記述すべきである。
- ・ 民間事業者の活用の在り方については、「基本的な考え方」を明確に記載するとともに、「現状」をより詳細に記述する必要がある。
なお、「委託に慎重かつ十分な検討が必要」とされている箇所及びその例示について、当該要件が基幹統計の指定要件と同義であるかどうかは、他のWGにおける検討結果次第でもあり、現時点では基幹統計との文言は用いることができないことを理解いただきたい。
- ・ 統計教育については、「算数・数学の一部とされている」面があり、社会科における統計の重要

性についても盛り込むべきである。

- ・ 匿名データの作成・提供やオーダーメイド集計については、現在のリソースで実施するには限界があることは事実であり、予算・人員が必要なことを明記したい。また、オンサイト利用についても、何らかの形で整理したい。
- ・ 公文書管理法案との関係に関しては、一般の行政文書と統計データ・アーカイブとの間でどのように役割分担するのかについて、統計作成者側に説明責任が生じるため、基本計画の議論とは別途のことではあるが、十分に留意すべき事項である。

(4) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、7月8日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>